

福祉に関する手当等制度をご案内します

障がいのある人や高齢者介護に対する手当制度、子育てを応援する制度を紹介します。
それぞれ対象となる要件や必要な提出書類があります。詳しくは各担当課までお問い合わせください。

障がい福祉に関する制度

重度の障がいがあり、常時介護が必要な人は、年齢別で右記の手当の対象となる場合があります。

※診断書判定、所得審査あり

20歳以上
20歳未満

	手当額	支給月
特別障害者手当	27,350円/月	5・8・11・2月 (それぞれ前月までの3ヵ月分を支給)
障害児福祉手当	14,880円/月	5・8・11・2月 (それぞれ前月までの3ヵ月分を支給)

在宅障がい者介護慰労金

常時介護が必要な重度の障がい者と生計を共にして、在宅で介護している人への手当です。

※民生委員による現況確認あり

支給額：5,000円/月

支給月：5・11月

※上半期(4～9月)、下半期(10～3月)の6ヵ月分を支給、ただしひと月の半数が在宅でない場合、当該月は対象外

特別児童扶養手当(県の制度)

障がいのある児童を監護・養育している人への手当です。※診断書判定、所得審査あり

手当額：(1級)52,500円/月 (2級)34,970円/月

支給月：4・8・12月

※それぞれ前月までの4ヵ月分を支給

☎ 健康福祉部社会福祉課 ☎ 67-1811

高齢福祉に関する制度

在宅高齢者等介護慰労金

要介護3以上の高齢者と生計を共にして、在宅で介護している人への手当です。

※民生委員による現況確認あり

支給額	支給月
5,000円/月	5・11月 ※上半期(4～9月)、下半期(10～3月)の6ヵ月分を支給、ただしひと月の半数が在宅でない場合、当該月は対象外)

☎ 健康福祉部高齢福祉課 ☎ 67-1807

子育て家庭への応援・支援制度

がんばれ子育て応援事業

平成25年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもで、郡上市に住所があり、出生日または転入した日から4ヵ月以上居住している子どもの保護者へ就学前までの6年間「郡上市共通商品券」を支給します。

支給額	支給方法
毎年10万円分の「郡上市共通商品券」	市役所本庁または各振興事務所に受け渡し (初回の人のご自宅までお届けします)

児童扶養手当

ひとり親家庭で18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している人を対象とした手当です。(父親または母親が一定の障がいの状態にある家庭も該当となる場合があります。)

手当額：所得により次のとおり設定

基本額(児童1人) 43,160円～10,180円/月

第2子加算 10,190円～5,100円/月

第3子以降加算 6,110円～3,060円/月

支給月：奇数月(それぞれ前月までの2ヵ月分を支給)

児童手当

中学校修了までの児童の保護者への手当です。

手当額：3歳未満 15,000円/月

3歳～小学校修了前

(第1・2子) 10,000円/月

(第3子以降) 15,000円/月

中学生 10,000円/月

所得制限以上の場合：一律5,000円/月

支給月：2・6・10月

(それぞれ前月までの4ヵ月分を支給)

☎ 健康福祉部児童家庭課 ☎ 67-1817